

今治市ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、今治市広告事業実施要綱に基づき、今治市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に事業者等のバナー広告を掲載し、その対価として広告掲載料を徴収する歳入型広告事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像をいう。
- (2) リンク 市ホームページから広告主のホームページへ繋げることをいう。

(掲載しない業種又は業者について)

第3条 今治市広告掲載基準に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係るバナー広告は、掲載しない。

- (1) 占い及び運勢判断に関するもの
- (2) 興信所、探偵事務所等
- (3) 無限連鎖講及びマルチ商法のおそれがあるもの
- (4) 債権取立て、示談引受け等
- (5) 他のホームページを紹介する事を主な業務としているもの
- (6) その他、市長が掲載を不相当と認めるもの

(広告主の資格について)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者のバナー広告は、掲載しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告主とすることが適当でないと市長が認める者

(バナー広告の画像の規格及び掲載位置)

第5条 バナー広告の画像の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦70ピクセル 横150ピクセル
- (2) 形式 G I F（アニメーション不可）、J P E G、P N G
- (3) 容量 6 K B以下

2 バナー広告を掲載する広告枠の位置は、市ホームページのトップページの広告欄とする。

3 広告欄には、「広告欄」の文言を記述する等の方法により、当該欄が広告欄であることを明示する。

(バナー広告の製作経費)

第6条 バナー広告の制作経費は、広告主の負担とする。

(広告の募集方法)

第7条 市長は、市ホームページにバナー広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集する場合は、広告を掲載する期間を定めて、市ホームページ又は広報紙に掲載して周知するものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、事業者等に対し、個別に、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、今治市ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に添付書類を添えて、市長が定める期限までに、提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 申込締切りは、掲載を開始する月の前々月末までとする。ただし、その日が土曜日、日曜日、年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときには、これらの日の前日までとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による広告申込みがあったときは、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を今治市ホームページバナー広告掲載決定(不決定)通知書(様式第2号)により、広告掲載希望者に通知するものとする。

3 市長は掲載申込みが市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告主を決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先する。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類する者

(2) 公共的性格のある者で、市内に事業所等を有する者

(3) 市内に本社機能としての事業所を有する者

(4) 市内に事業所を有する者

(5) その他の者

4 市長は、前項の規定によっても掲載する広告主を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿（画像データ）を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿（画像データ）の内容及びリンク先が、今治市ホームページバナー広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと並びに今治市広告事業実施要綱、今治市広告掲載規準及びこの要領（以下「要綱等」という。）に違反していないことを確認したときは、広告主と契約を締結する。

3 市長は、第1項の規定により提出された広告原稿（画像データ）及びリンク先が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告掲載料の納付について)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(リンク先の変更の求め)

第12条 市長は、掲載されたバナー広告のリンク先のホームページの内容が要綱等に違反し適当でないと認めたときは、広告主に対しその変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定期日までに、広告原稿（画像データ）の提出をしないとき。

(3) 第10条第3項及び前条の規定による変更を広告主が行わないとき。

(4) その他市ホームページへの掲載が不適当であると市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還について)

第15条 市長は、前2条の規定により、広告掲載の削除を行った場合又は広告掲載の取下げを行った場合で、当該広告を削除した日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残りの月数が3月以

上あるときは当該残りの月数から2月を減じた月数に相当する広告料を返還し、決定期間の残りの月数が3月未満のときは、広告料を返還しない。

2 市長は、前2条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合は、その翌月以降の掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。ただし、市の必要により広告を掲載することができなくなった場合は、当該月分の広告掲載料についても返還する。

3 市長は、市ホームページの運営を一時停止した場合は、当該日数分に相当する広告掲載料を返還する。ただし、停止日数が3日未満の場合又は天災、事変その他の非常事態が発生したことによる場合は、返還は行わない。

4 第2項ただし書又は前項の場合において、返還する金額は、当該月の日数による日割りとし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告等の変更)

第16条 広告主はリンク先の変更、又はリンク先ホームページの大幅な内容の変更を行おうとする場合は、事前に変更内容を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(権利の譲渡の禁止)

第17条 広告主は、市ホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月28日から施行する。